

## 「初任給引き上げに伴う経過措置 の実施について」説明を受ける!!

### 経過措置の概要

2021年4月1日に実施する初任給引き上げに伴い、現在在籍している社員の現在の基本給が2021年度新入社員の初任給を下回る場合があるため、経過措置を実施する。

経過措置の内容については、現在在籍している社員の基本給を引き上げ後の初任給と同額したうえで、在籍年数に応じた差を設けるために、在籍年数1年毎に1,000円の調整額を加算することとする。(在籍年数で6カ月の端数がある場合は、当該期間分の調整額を500円とする)

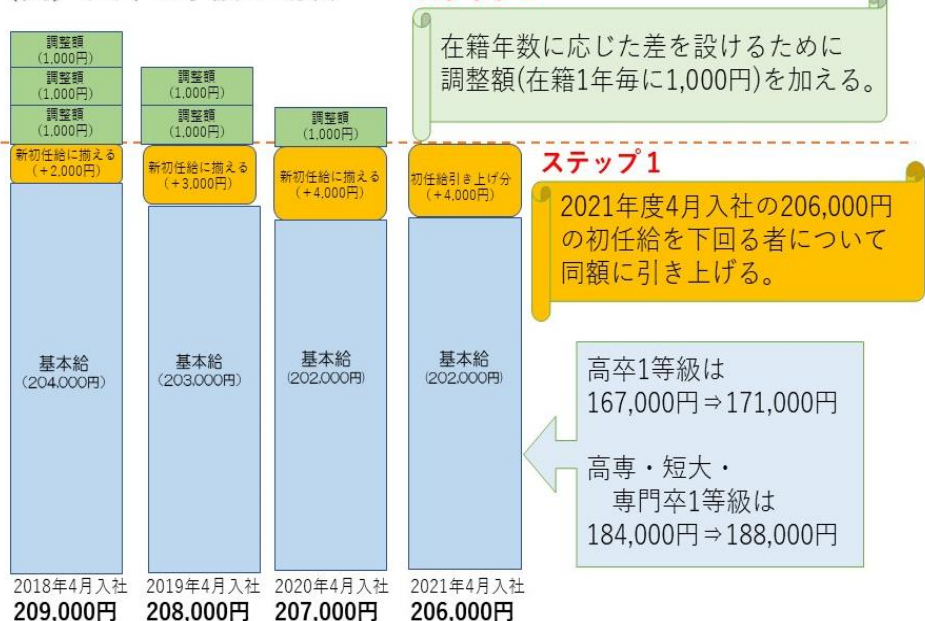
**実施時期** 2021年4月1日

### 昇格昇給及び定期昇給

- 2021年4月1日に昇格する社員については、経過措置を実施した後の基本給に現等級の定期昇給額を加算した額で新等級に移行する。
- 2021年度の定期昇給については、通常どおり6月給与支給時に精算する。

### イメージ

(例) 大卒1等級の場合



初任給の現改比較(単位:円)		
	現行	改正後
高卒	167,000	171,000
高専・短大・専門卒	184,000	188,000
大・院卒	202,000	206,000

- 初任給引き上げと経過措置を行うことにより、賃金の逆転現象は発生しない。
- 賃金規程の基本給表は、1等級の下限額を引き上げることになる。
- 経過措置を行った後に、昇格昇給や定期昇給は加算することとなる。

**労働条件の向上に向けて JR 東労組に結集していこう!!**